

## 社会福祉法人 芦屋メンタルサポートセンター基本理念

私たちは、世のため、人のために、常に何ができるか、追求し続ける法人でありたい。  
社会福祉法人芦屋メンタルサポートセンター（AMSC）は、次の3つのことを追求します。

### ①生命の輝きと豊かさの追求

我々は、基本的人権を尊重し、健康的な生活と、人の生命の輝き、なによりも心の豊かさを追求します。

### ②信じることの素晴らしさの追求

我々は徹底して、自分を、そして法人に関わる仲間の可能性を信じることを追求します。

### ③社会的貢献の追求。

我々は障害者への差別をなくし、究極的には「障害者」という枠組みや概念を解消した地域社会を構築すべく啓発する社会的役割を果たし、地域への貢献から、さらには人類全体への包摂的かつグローバルな貢献を追求します。

## AMSC行動規範

私は、芦屋メンタルサポートセンターの一員であることに誇りを持ちます。

- ① 明るい笑顔を心がけます。
- ② 元気のよい挨拶をします。
- ③ 熱意を持って仕事に取り組みます。
- ④ 清潔感のある身だしなみをこころがけます。
- ⑤ 聴く、見る、話すを大切にし、お互いを尊重します。
- ⑥ 利用者の話にしっかりと耳を傾けます。
- ⑦ 感謝とねぎらいの言葉を相手に伝えます。

## 報告事項－理事長専決事項報告

令和7年度の当法人の事業計画の目標として、芦屋地域での精神障がい者のさらなる支援強化を柱とし、精神科病院から芦屋市での地域生活へ移行する利用者への支援、そのための医療機関や医師会との連携強化、自立支援協議会等での個別ケース検討を主体的に実践します。全職員が精神障がい者を支援する専門職としての自覚を再認識し、利用者の意思決定を最大限尊重し、生活の質を向上させる方向で進みます。

この目標のために、以下の項目を優先課題とします。

- ・職員確保と定着の強化
- ・人材育成と処遇改善
- ・ガバナンス強化による法人運営の効率化

また、今年度は理事・評議員の改選年度にあたり、新たな体制での船出となります。過日逝去されました当法人の開設者である寺内嘉一先生はじめ諸先輩方の想いを紡ぎつつ時代に応じた柔軟で機動性に富んだ組織作りを目指します。

以上の事業計画については、法人研修（令和7年4月2日）においても職員に概要を説明済みですが、評議員、理事の皆さまも引き続きご協力ご指導をお願い致します。

## 【法人本部】

事業は職員なり。経営は幹部なり。サービスは教育なり。を基に次の事項を行います。

1. 人材確保を図るとともに働きやすい職場環境、労働環境を提供します。
2. 虐待防止・リスク管理のより一層の意識向上と、防災対策の充実をはかり地域との連携を行います。
3. ICTを充実し職員負担を軽減します。

### 中長期計画

報酬改定及び世相を見据えた抜本的見直しを行います。

### <運営推進室>

健全な法人・事業所運営を主軸として、利用者・職員・地域社会にとってよりよい法人になるべく協議を行います。

### <虐待防止・リスク管理委員会>

法人経営のリスクを管理・減少させ、利用者が安心して利用できる法人であり続けるために定期的に委員会を開催し、以下のことを行います。

- ① 事故やヒヤリハットへの予防策や再発防止策を検討します。
- ② 虐待防止や身体拘束等適正化のための対策を検討します。また、職員に虐待防止と身体拘束適正化のための研修と虐待チェックリストアンケートを実施し、結果をフィードバックします。
- ③ 感染症の発生及び蔓延防止等に関する取り組みとして、研修、訓練を行い、感染症予防アンケートを実施します。
- ④ 業務継続計画（BCP）の研修や訓練を行います。

### 法人行事・会議計画

- ・定期評議員の開催（6月）
- ・理事会の開催 年3回（5月、11月、3月）
- ・毎月1回 運営推進室・管理者会議
- ・毎月第二火曜日 運営推進会議
- ・毎月第二火曜日 嘱託医面談

### 職員研修

- ・職員勉強会 年4回（4月、7月、9月、11月）
- ・虐待防止研修 年1回
- ・感染症予防研修 年1回

上記の職員研修に加え、処遇改善計画に沿った外部研修、各事業内容、職種内容に沿った外部研修への参加を実施します。

## 実習生の受入

精神保健福祉士、社会福祉士実習生の受入を行います。(年間2～4名)

## その他

トライやるウィークの希望生徒の受け入れを行います。

### 【 は ま ゆ う 】

#### 1. はまゆうの支援目標

①安心できる②楽しめる③自信が持てる④チャレンジできる

に沿って、利用者が社会的活動をひろげられるよう支援を行います。

#### 2. 個々の利用者理解を深めるため、関係機関との連携を密にします。

#### 3. 職員会議や研修を通し、職員の支援力の向上に努めます。

#### 4. 機能強化事業(普及啓発)として、「AMSCセミナー」を開催します。

### 【 ラ イ ラ ッ ク 】

#### ・ライラックの支援目標

つながる、つなげる、循環型の施設運営を目指し、ステップアップにつなげていきます。

①利用者さんの変化の可能性を信じる ②利用者さんのできるを引き出す

③利用者さんが苦労や失敗する機会を取り上げない(安全のなかで)

をモットーに利用者さんの日々の声にしっかり耳を傾け、ニーズに真摯に向き合い、迅速かつ柔軟に対応します。

### 【 相 談 支 援 事 業 所 】

・ソーシャルワーカーとしての役割を自覚し、利用者やその家族に対して適切な支援を行い、信頼を得るようにいたします。

・不登校、ひきこもり、日常生活における様々な不安や困りごとに対する支援を各関係機関と連携をとり行います。

### 【 ふ ら ん つ 】

1. 利用者が安心・安全に暮らせる環境を提供します

2. 権利擁護の視点に立ち、利用者を支援します

3. 地域とともに災害等緊急時への備えを進めます

4. 健康的な生活、自立に向けた暮らしをサポートします

## 地域活動支援センター I 型事業所 「はまゆう」

### 1. 基本情報

- 1) 所在地 兵庫県芦屋市呉川町 14-9-4 階
- 2) 定員 20 名
- 3) 職員数 3 名 施設長 中尾教子
- 4) 事業開始年月日 平成 18 年 10 月 1 日

#### 5) 事業運営の基本

地域において自立した日常生活・社会生活を営むことができるように、プログラムや創作的活動の機会を提供し、利用者間の交流の促進を図るとともに、日常生活の相談などを行います。

#### ①基礎的事業

- ・登録者数を増やすため、興味を持っている人が見学に来てもらいやすいよう、毎月見学日を設けます。
- ・多様な障害を持つ利用者が居場所として快適に過ごせるよう環境調整を行います。
- ・利用者のニーズに沿ったプログラムの提供を行い、日常生活の相談を行います。

#### ②普及・啓発活動

- ・精神保健福祉の普及啓発として、一般市民に向けた AMSC セミナーを開催します。

#### ③関係機関との連携

- ・相談支援機関・医療・他事業所と連携し、支援者会議などの参加を通じて、利用者・家族のニーズ把握に努めます。
- ・まるっと説明会、障がい児・者作品展などへ参加し、行政や他事業所と連携しながら地域の福祉課題の解決に取り組みます。

#### ④ボランティアの育成

- ・ボランティアの募集や育成に取り組みます

### 2. 利用者への支援

利用者の意思を尊重し、ストレングスを引き出す支援を行います

- 1) 支援内容・・・利用者に沿ったきめ細やかな支援を行います。
  - ①定期的な来所を継続するために、週 1 回以上の来所や電話連絡を促す。
  - ②利用者それぞれが主役になれるプログラムの実施（アート作品の制作、運動プログラムなど）

- ③社会生活に必要な知識や技能を学ぶプログラムの提供（感染症対策、調理など）
- ④芦屋市主催の作品展の出品や地域イベントの紹介を通じて利用者の地域との交流を促進する。

## 2) 環境の整備

- ①事故やヒヤリハットの検討、感染症や自然災害時の対策を行い、安心安全な居場所の提供を行います。
- ②利用者の障がい特性に配慮し、職員の見守りを行います。

## 3. 日課

利用時間：9:30～16:30

午前(10:00～12:00)、午後(13:00～15:00)に分け、プログラムを実施します。

## 就労継続支援 B 型事業所「ライラック」

### 1. 基本情報

- 1) 所在地 主たる事業所：兵庫県芦屋市浜町 6-9 (ライラック)  
従たる事業所：兵庫県芦屋市呉川町 14-9 4 階 (ライラック 2)  
出張所：兵庫県芦屋市呉川町 14-9 1 階 (ハブ カフェ カシュカシュ)
- 2) 定員 20 名 (主たる事業所 15 名、従たる事業所 5 名)
- 3) 職員数 職員数 9 名 事業所長・サービス管理責任者 朝日彩子
- 4) 事業開始年月日 平成 24 年 6 月 1 日
- 5) 事業運営基本計画

利用者さんが自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者さんに対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識及び能力の向上のために必要な支援を行います。

### 2. 利用者への支援

利用者さんが自分自身の人生の主体者となり、自己選択、自己決定を行い、自律した生活が送れるよう、一人ひとりの個性を理解した丁寧な支援を行います。

#### ① 生産活動プログラム

仕入れ商品販売作業・・・野菜、そうめん、ちゃんぽん、菓子類の販売

飲食サービス作業・・・喫茶カシュカシュ

受託作業・・・・・・・・福祉施設・個人宅・神社、墓地の清掃、  
水道メーターの分解、ポスター掲示、内職  
名刺の編集印刷等

製造品販売作業・・・さをり織り、縫製、販売

#### ② 健康の維持・増進プログラム

朝礼後のラジオ体操の実施、ウォーキング、室内運動など身体を動かすプログラムや健康に関する講習会を通じて生活習慣病や怪我を予防し、心身ともに健康な状態を促進するためのプログラムを提供します。

#### ③ 地域の行事、イベントへの参加

地域や自治会で行われるイベントや自治会のクリーンアップ清掃、販売等を通じて地域での交流を深めます。

#### ④ レクリエーション

公共交通機関を利用した移動や普段できない活動を行うことで、社会性を高め、日常生活を豊かにしていくためのプログラムを提供します。

⑤ 防災避難訓練

地震・火災・水害が発生した場合、安全確保が迅速に行えるよう、年2回以上の避難訓練を実施し、防災意識を高めるプログラムを行います。

**3. 日課**

利用時間：9：30～16：30

午前（10：00～12：00）、午後（13：00～15：00）に分け、プログラムを実施します。

## 芦屋メンタルサポートセンター相談支援事業所

### 1. 基本情報

- 1) 所在地 兵庫県芦屋市浜町 6-9  
障がい者基幹相談支援センター・障がい者相談支援  
：兵庫県芦屋市呉川町 14-9 芦屋市保健福祉センター1階  
アサガオ：兵庫県芦屋市川西町 15-3 芦屋市青少年センター・体育館 3階
- 2) 職員数 7名 管理者 石田享子（内アサガオ職員数2名 担当：宮本雅代）
- 3) 事業内容 一般相談支援（地域移行、地域定着）  
指定特定相談支援事業（計画相談）  
指定障害児相談支援事業（計画相談）  
芦屋市業務委託 障がい者基幹相談支援センター業務  
障がい者相談支援事業業務（一般相談）  
若者相談支援センター「アサガオ」業務
- 3) 事業開始年月日 平成24年6月1日（アサガオ：平成25年10月1日）
- 4) 事業運営の基本

利用者が有する能力および適性に応じ、地域において自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な福祉サービス等が多様な事業者から、総合的且つ効率的に提供されるよう十分な配慮をもって支援します。

「アサガオ」

社会生活を円滑に営む上で、不登校・ひきこもり等の困難を有する若者の自立及び社会参加を支援するための若者相談窓口を実施します。事業の対象者は、原則として市内に在住するおおむね義務教育終了後から40歳位までの若者及びその家族等とします。

### 2. 利用者の支援

- ①計画相談：ケアマネジメントにより、サービス等利用計画を作成し、継続的に相談者をサービスや社会資源の計画的な利用につなげます。
- ②一般相談：三障がい、難病、障がい児の対応、一般的な相談支援業務全般、地域包括的なマネジメント機能を相談者に提供します。
- ③基幹相談：前記2つの相談の後方支援を担いながら、困難事例、虐待を含む権利擁護など、より高度な専門性を必要とする支援を継続的に実施します。また、自立支援協議会の後方支援も行います。基幹、一般、計画の各事業の緊密な連携をはかります。

- ④アサガオ：社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者の自立及び社会参加に関する情報の収集及び提供並びにその相談に関する事。若者の自立及び社会参加を支援する関係機関との連携に関する事に取り組みます。㊦来所相談、電話相談の実施  
①生活困窮者自立支援法に沿った他機関との連携の実施 ㊧連続セミナーの継続実施  
②居場所事業の実施 ㊨親の会の実施

### 3. 相談窓口開設日・開設時間

「基幹・一般相談」	開設日	月曜日～金曜日	開設時間	9：00～17：30
「計画相談」	開設日	月曜日～金曜日	開設時間	9：00～17：30
「アサガオ」	開設日	火曜日～土曜日	開設時間	10:00～12:00、13:00～16:00

## 共同生活援助事業所（グループホーム）「ぷらんつ」

### 1. 基本情報

- 1) 事業種類 障害福祉サービス 共同生活援助事業
- 2) 所在地 兵庫県芦屋市浜町 6-9
- 3) 定員 6名（男性）
- 4) 職員数 ①管理者 金近知明 ②サービス管理責任者 金近知明  
③生活支援員 平岡明美 ④世話人 10名 ⑤夜勤職員 5名
- 5) 事業開始年月日 令和元年5月1日
- 6) 事業運営の基本

利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において入浴、食事及び相談その他の日常生活上の援助が利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立ち適切かつ効果的に行えるように支援します。

### 2. 利用者への支援

- 1) 共同生活援助計画の作成  
利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した共同生活援助計画を作成します。
- 2) 利用者に対する相談  
利用者及びその家族が希望する生活や他利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
- 3) 食事の提供  
栄養士による献立に基づき、摂取カロリーや栄養の偏りが無いよう配慮した食事を朝夕に提供します。
- 4) 健康管理・金銭管理の相談
  - ①世話人等により観察、疾病予防、健康管理を行います。緊急時には必要に応じ主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。また、利用者が外部の医療機関に通院する場合には、その付添い等について配慮します。
  - ②看護師による日常の健康管理や、24時間の連絡体制確保、重度化した場合の対応等に対する健康管理体制の充実を図ります。
  - ③生活費の管理方法や使用方法等について必要に応じて相談支援を行います。
  - ④新型コロナウイルス感染症等の感染・蔓延予防対策に努めます。
- 5) 余暇活動の支援

地域商店への単独買い物等を支援し、自主性を育てるとともに、余暇活動として地域行事の情報を提供し、参加を促進します。ポストコロナの社会情勢に応じ、感染防止対策と並行して余暇活動の充実を図ります。

#### 6) 緊急時の対応

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

#### 7) 日中活動の場等との連絡・調整

日中、就労継続支援事業所や地域活動支援センター、デイケア等他のサービスを利用する場合、又は職場に通勤する場合等に、必要に応じてサービス提供事業者や職場等と連絡・調整を行います。

#### 8) 財産管理等の日常生活に必要な援助

日常生活に必要な援助を行うとともに、財産管理に支援が必要な利用者について、成年後見制度の利用を促進するなど必要な援助を行います。

#### 9) 夜間における支援

夜間において支援を行うものを配置し、就寝中の確認や必要な支援を行うとともに、緊急時の対応を行います。

#### 10) 体験利用における支援

契約を希望されている方に、生活上の不安の解消等を目的として、正式な契約締結前に「体験利用」として支援を行います。

#### 11) 虐待・事故発生の防止

上記の利用者支援において、利用者の心身に損害を与えるような虐待及び事故が発生しないよう、職員への研修・教育を含めた防止対策を実施します。また、身体拘束廃止の取り組みを含め、「虐待防止・リスクマネジメント委員会」と協力し、定期的なモニタリングを行います。

### 3. 地域との連携・共存

- 1) 各関係機関・自治会との交流を深め、地域の行事やイベントに参画します
- 2) 災害等の緊急時に備えた対策を行い、有事の際には地域住民と助け合います

### 4. その他

開所時間：16：00 ～ 翌9：00（土、日、祝 全日）